

令和6年度
世田谷区障害児施設
職員研修

地域における子育て支援
児童発達支援・放課後等デイサービス
について



烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課
障害支援担当 福田 雄亮

世田谷区障害児通所施設職員研修のポイント

【関係機関との連携】

- ・ 児童期は、短期間でライフステージが交代し、関係機関も多岐にわたります。
- ・ 切れ目のない継続的な支援を行うためには、保健・医療・福祉・教育などの多くの関係機関との連携が必要です。

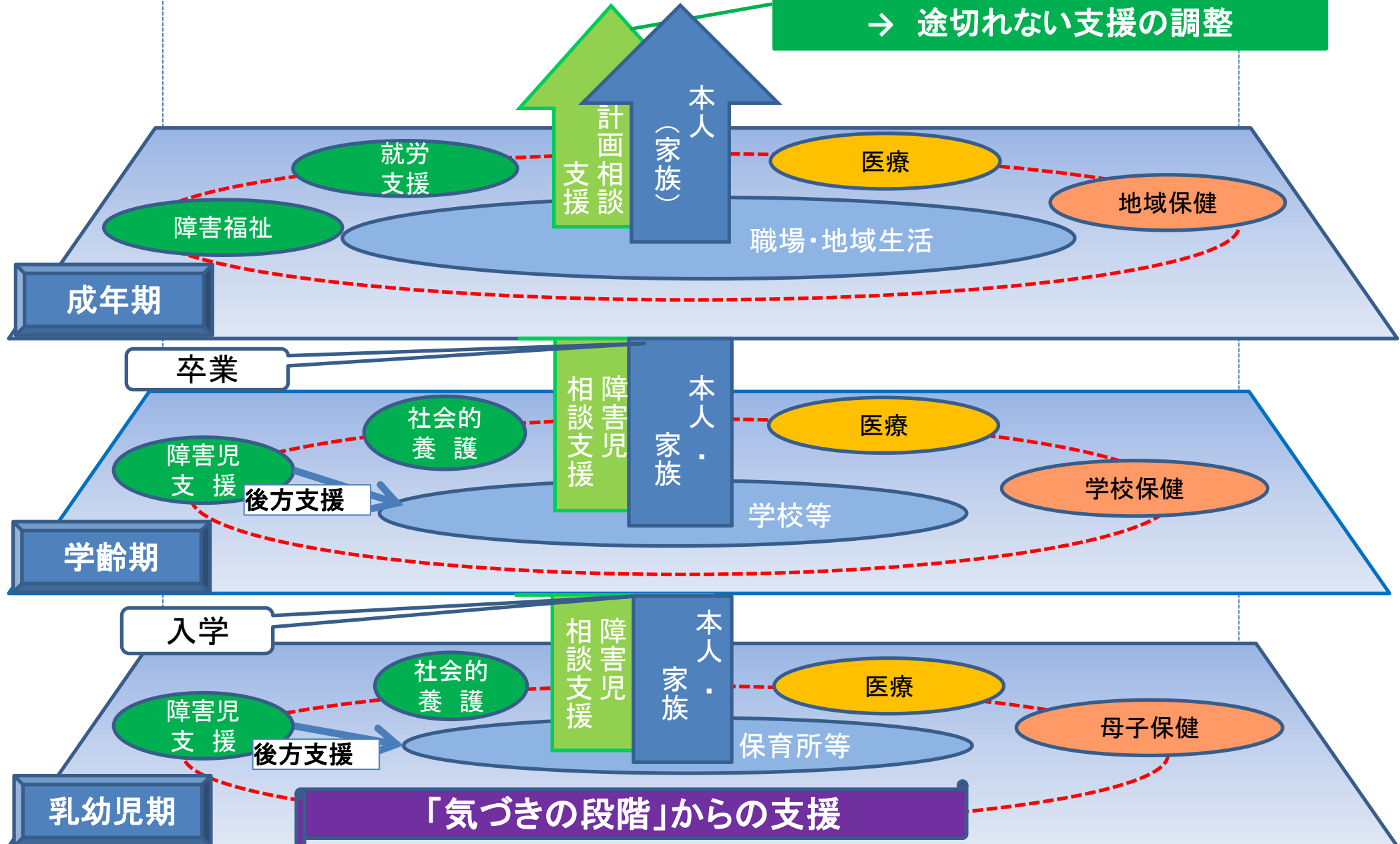
世田谷区障害児通所施設職員研修のポイント

【発達支援・家族支援・地域支援】

- ・療育は、子どもの発達支援だけでなく家族支援、地域支援も重要です。
- ・保護者の心情に寄り添ったサポート、子どもや家庭のある地域資源について認識を深める必要があります。

地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



ライフステージに応じた

- 世田谷区の事業、社会資源
- 「気づきの段階」からの支援
- 保護者の心情など

「縦横連携」のイメージに沿いながら進行します。

せたがやインクルージョンプラン

せたがやノーマライゼーションプラン



多様な人々が、それぞれの生き方を尊重され、
排除されることなく、同じ社会の一員として
受け入れられるインクルージョン(社会的包摂)の
考え方がこれまで以上に大切

令和6年度～令和8年度

新名称「せたがやインクルージョンプラン」

基本理念

障害のある人もない人も お互いの人格や個性を尊重して
住み慣れた地域で支えあい 選択した自分らしい生活を
安心して継続できる社会の実現

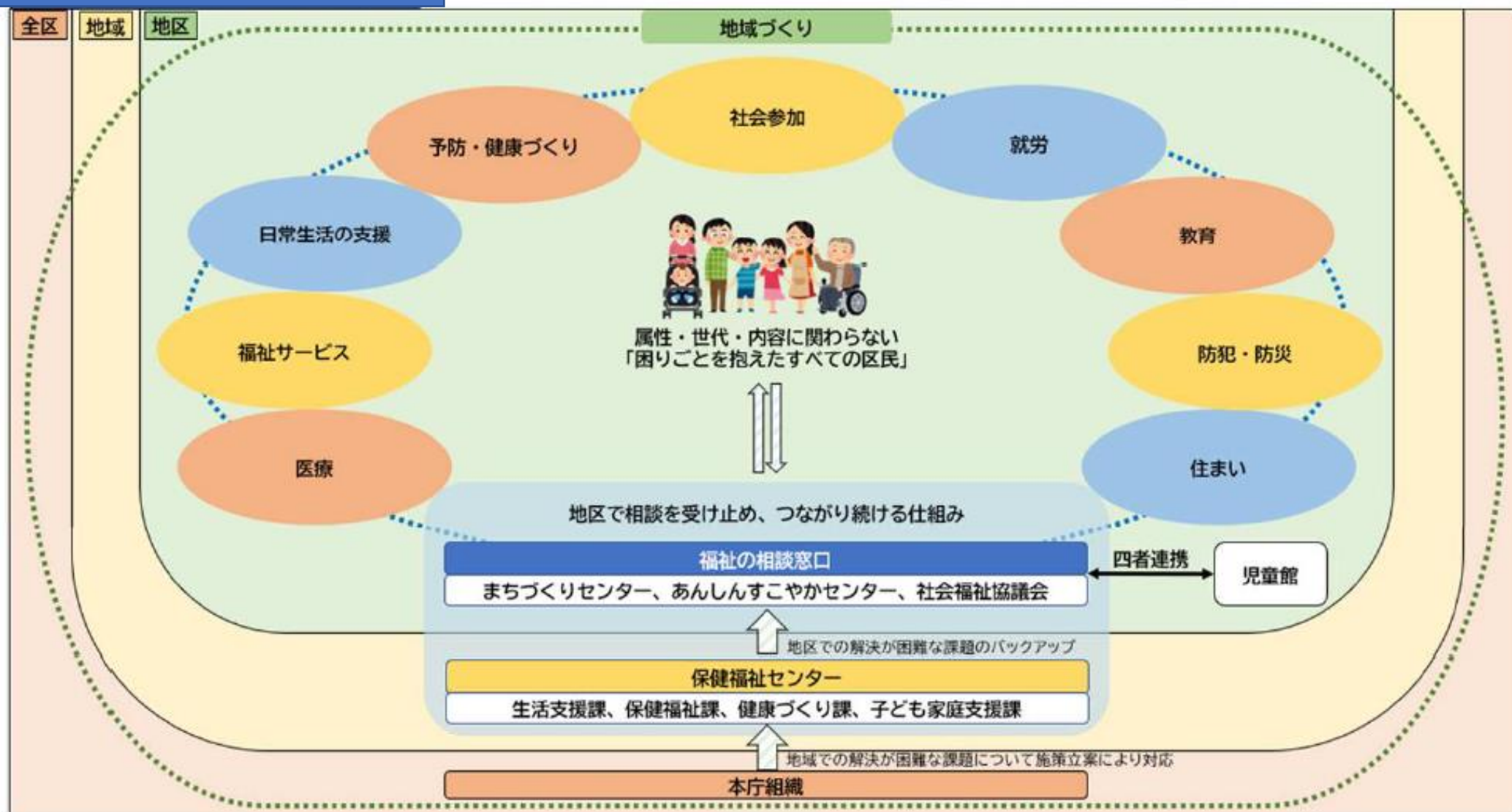
- 施策展開の視点

- ① 条例に基づく施策構築の視点

- ② 世田谷版地域包括ケアシステムの視点

「世田谷版地域包括ケアシステム」 について

世田谷区で暮らす誰もが、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるようにする仕組みです。



今後の子ども政策の考え方
(グランドビジョン)について
令和4年度～令和6年度

「子どもが、すこやかに 育つことのできるまち」

—今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)—



区公式 LINE「子育てメニュー」

受信設定をすれば、子育て情報が自動で届きます！



LINEの
登録はこちら



世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）

- 令和6年度：「子ども計画（第2期）後期計画」の最終年度
- 「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」の考え方を引き継ぎつつ、新たに子ども・若者にかかる計画を策定
- 妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく総合的に施策を展開していく、という考え方のもと「子ども・若者総合計画（第3期）」に名称を変更

子ども・若者総合計画（第3期）素案の作成

- 令和6年9月15日から世田谷区のホームページに掲載
- パブリックコメントやシンポジウム、委員会等の実施
- 令和7年3月策定

計画の目標

- 少子化という大人が多い現代において、これまでの子ども・若者への地域社会の関わり方を変え、子どもも、若者も、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、つまり、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことを目指す

政策の柱

- 1 子ども・若者の参加・参画をすすめ、子どもの権利が保障されるまち（地域）を実現します
- 2 乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます
- 3 子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくれます
- 4 若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくれます

政策の柱

- 5 子ども・若者が、障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して育つことができる地域を作ります
- 6 人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます
- 7 子どもの命と権利を守るセーフティーネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくります

世田谷版ネウボラ

世田谷版ネウボラ

「国たつときはお互いさま。地域につながれば安心」

世田谷区は、子育て支援の活動がとても活発です。
安心して、妊娠・出産・育児ができるように、
地域みんなで支えます！

子育て応援メニューは
使える時期で色分けしています

産前 産前・産後 産後

※産前・産後・産後のメニューの詳細は、世田谷区役所 HP やせがや子育て応援ブックに掲載しています。

世田谷版ネウボラ

ママ(妻)の気持ちも
少しかかり、子育てを
主体的にやっていると
いう気になりました。



母親(両親)学級 ふれあいまま講座

育児体験や妊婦体験しながら、最後
の生活をイメージして、赤ちゃんを迎える心
構えを学べます。平日参加できない方のた
めに、土日にはふれあいまま講座も開催。

赤ちゃん訪問

出生通知書を送ると、電話でご郵
会を伺い、助産師・保健師がご家
宅を訪問、何でも相談できます。

マタニティ講座

コンサート、体操、ボディケアなど、マ
マになるための勉強会を開催。お近く
の児童館に行ってみるチャンスかも。

妊婦健診

お腹の赤ちゃんやママの健康も、産
婦や助産師が定期的に検診に
応じます。

出産

産前・産後の セルフケア講座

ストレッチで産前・産後のからだを
ほぐしながら、育児も楽しむカラダ
づくり。手前てに役立つ地域の情報
も、各児童館で2年やっていきます。

妊産期面接

あうボラ・チーム(仮)が新しい家族を
迎える準備について、お話しながら
一緒に考え、子育て応援メニューなどを
紹介。土曜・日曜(朝)にもあります。
パパと一緒に相談も歓迎です。
面接すると、子育て利用券ももらえます。

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

母子保健
コーディネーター

ネウボラ面接

- 総合支所に配置する「ネウボラチーム」が、妊娠中のすべての方を対象に、妊娠中や出産後の心配事や支援に関する面接「ネウボラ面接」を行います。
- ・チームの構成は、
 - 地区担当の保健師
 - 母子保健コーディネーター（助産師・保健師・看護師）
 - 子ども家庭支援センター子育て応援相談員（社会福祉士・保育士等）

乳児期家庭訪問

- 生後4か月までの乳児のいる家庭へ、保健師または乳児期家庭訪問指導員(助産師等)が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況の把握、地域の保健サービス等の情報提供を行います。

妊娠期から地域につながる取り組み

- 相談支援の充実
 - 各総合支所のネウボラチームと
地域の子育て支援コーディネーターの連携
- 支援につながる仕組みの充実
 - 母子保健に関する取り組みの連携強化
母子保健事業間での必要な情報の共有

世田谷区の妊娠・出産・子育てに関する相談窓口

- 各総合支所健康づくり課

妊娠・出産・育児、子どもの発育や発達、健康に関すること

- 子ども家庭支援センター子育て応援職員

各総合支所子ども家庭支援センターに配属。子育てサービスなどの
情報提供、子どもの預かりや保育園入園のこと

- 地域子育て支援コーディネーター

区内一部のおでかけ広場等に配置。生活に密着した地域民間情報から
公的な支援情報等を提供

- せたがや子育てテレフォン

区役所の閉庁時間に、妊娠・出産・子育ての不安や悩みに関すること

子育て情報誌「せたがや子育て応援ブック」



・妊娠中から6歳くらいまでの子を持つ親を対象に「世田谷区で子育てをするために必要な情報の入口」について掲載。

医療的ケアが必要な お子さんのための ガイドブック



お子さんにご家族に役立つ
各種サービスのご案内

世田谷区

地域の保健師について

(各総合支所保健福祉センター健康づくり課保健相談係)

- 健康づくり課の保健師は、乳幼児健診や予防接種、医療機関情報、発育・発達や育児の相談など、お子さんや自宅の状況に合わせた情報提供や環境調整のお手伝いをしています。
- お子さんの退院後の生活にあたり、病院・訪問看護などの関係機関と連携し、相談をお受けしています。

「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」より

世田谷区医療的ケア相談支援センター Hi・na・ta

- 令和3年8月事業開始
- 世田谷区大蔵2丁目複合型子ども支援センター3階
- 最寄りバス停「成育医療研究センター前」
- 相談支援専門員・医療的ケア児等コーディネーター・保健師等のスタッフが、相談対応
- 関係機関と連携した取り組み

乳幼児健診

- 各総合支所保健福祉センター健康づくり課（集団）で実施している健康診査
 - 3か月～4か月児健康診査
 - 1歳6か月健康診査【歯科】
 - 3歳児健康診査
- 医療機関で実施した個別の健診結果は、世田谷区へ報告

1歳6か月健診(歯科)

- 1歳7か月になった月(～1歳11か月)
- 健診内容: 歯科健診・歯みがきの練習・
個別相談(歯科・育児・栄養・心理)
⇒1歳6か月児歯科健診・子育て質問票
「子どもの様子・保護者の気持ち」

3歳児健診

- 3歳1か月になった月（～3歳11か月）
- 健診内容：身長、体重測定・診察・歯科健診・尿検査
個別相談（育児・栄養・歯科・心理）

⇒3歳児健康診査・子育て質問票

「子どもの発達面・保護者の気持ち」

「食事・生活リズム・歯・視力・聴力」

発達障害の早期発見に関する体制整備

- 発達障害者支援法第5条

1 市町村は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

2 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

ひとりでなやまないで 一緒に考えてみませんか？

- うまくできないことや苦手なことがあっても、お子さんの特性や個性を理解して、その特性や個性に沿った丁寧な子育てをしていくことが、お子さんの健やかな育ちにつながります。
- 心配ごとやなやみの原因がわかれば、気づかなかった子育てのヒントが見え、安心して子育てができます。
- 幼稚園や保育園に通っているお子さんは、園の先生にも相談してみましよう。
- ひとりでなやまずに、お子さんにあった子育てを一緒に考えていくために、お気軽にご相談ください。



各相談窓口の案内

(電話で下記にお問い合わせください)

乳幼児期の発達・発達相談窓口

各総合支所 健康づくり課 保健相談係	
世田谷	電話(直通) 03-5432-2896
北沢	電話(直通) 03-6804-8667
玉川	電話(直通) 03-3702-1982
站	電話(直通) 03-3483-3166
島山	電話(直通) 03-3308-8246

発達障害についての相談・療育機関

世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」(相談・療育)	
所在地: 世田谷区大蔵 2-10-18	
電話: 03-5727-2236	
子育てステーション島山 発達相談室(相談・療育)	
所在地: 世田谷区島山5-17-5 子育てステーション島山 4階	
電話: 03-5384-7811	
子育てステーション松沢町 発達相談室(相談・療育)	
所在地: 世田谷区松沢町 2-8-1 世田谷区民会館本館ビル内	
電話: 03-5425-3521	
子育てステーション世田谷 発達相談室(相談のみ)	
第2・3・4 水曜日	
所在地: 世田谷区大蔵 1-7 世田谷女子大学 生活心理研究室内	
電話: 070-6564-8801	
子育てステーション成城 発達相談室(相談のみ)	
第2・3 水曜日午後	
所在地: 世田谷区成城 6-5-34 成城コルティ(駅ビル内) 3階	
電話: 島山発達相談室(03-5384-7811)へ	
子育てステーション南丘 発達相談室(相談のみ)	
毎週火・土曜日	
所在地: 世田谷区松沢町 6-41-7 1F	
電話: 03-6304-3440	

発達障害児の支援に関する相談窓口

各総合支所 保健福祉課 障害支援担当	
世田谷	電話(直通) 03-5432-2865
北沢	電話(直通) 03-6804-8727
玉川	電話(直通) 03-3702-2092
站	電話(直通) 03-3482-8198
島山	電話(直通) 03-3326-8115

(令和4年4月)

お子さんの発達・発育について
気になることがありましたら
いつでも気軽にご相談ください

4歳6か月を迎えた
お子さんの
保護者の方へ



世田谷区

「気づきの段階」からの支援

- ・ 同い年の子と比べ発達が気になる...
「動きがぎこちない」「言葉が遅い」「かんしゃくがひどい」
「集団に入れない」「落ち着きがない」など
- ・ インターネット・育児書
→ 「〇才までにはこれができる」 → 育児不安
- ・ インターネット
→ 「発達障害」 → 育児不安
 - 更に検索 — 情報の氾濫 — 心配・不安のスパイラル

◎子どもの発達は、かなり多様性がある
いろいろな領域が同時に均等に伸びるわけではない

「いつ・どこで・だれに 相談するの？」

「障害」があるのかわからないのか・将来的に支援が必要かどうか
確定できない時期

育児不安を支える視点 = 身近で敷居の低い相談場所

- ・ 身近で敷居の低い相談場所

地 区

児童館・おでかけひろば・区立保育園
民生委員・児童委員

地 域

総合支所保健福祉センター

健康づくり課（乳幼児健診など）

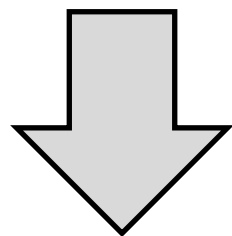
子ども家庭支援センター

健康づくり課での乳幼児健診から相談機関へ

◎1歳6か月歯科健診 ⇒ 発育・発達相談

◎3歳児健診 ⇒ 個別相談

☆経過観察期間を経て相談機関(区拠点施設)へ



世田谷区立保健センター専門相談課乳幼児育成相談

世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」

発達支援（福祉）の入口

世田谷区障害児通所支援に係る 障害児通所給付費等の支給決定に関する要綱

第2条：児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

第4条：通所給付決定の対象となる児童であることの確認 ⇒ 1号から11号

(6) 世田谷区発達障害相談・療育センター条例 ⇒ 「げんき」

(7) 世田谷区発達相談室事業実施要項 ⇒ 「発達相談室」

(8) 世田谷区立保健センター条例 ⇒ 「乳幼児育成相談」

(9) 身体的、知的又は精神的な障害がある、若しくはその疑いがあると
医師により診断されていること ⇒ 「病院」「クリニック」

発達支援(福祉)の入口

- 相談:「乳幼児育成相談」「げんき」では、発達・発育に関する相談を受け付けている
- 「乳幼児育成相談」は、発達・発育がゆっくりなお子さんが対象
- 「げんき」は、発達障害支援法に規定される発達障害または、その疑いのあるお子さんが対象
- 要綱にあるように、通所給付決定の対象となる児童かを確認

発達支援(福祉)の入口

- 乳幼児育成相談への相談主訴について
NO.1は、「ことばの遅れ」、相談全体の約50%
NO.2は、「行動、コミュニケーションの課題」
- 紹介経路は、区健康づくり課(乳幼児健診)から
相談全体の約50%
保護者自身の気づきから相談につながる件数も増加

発達支援(福祉)の入口

「世田谷区保健センター乳幼児育成相談」について

- ・梅丘拠点整備事業に伴い、世田谷区立総合福祉センターを廃止し、その機能を「うめとぴあ」に移行
- ・区複合棟では、未就学児の相談・評価を実施
- ・民間施設棟では、児童発達支援事業を実施

乳幼児育成相談での相談・評価の流れ

インタビュー 面接

- 相談員：成育歴、主訴等の聴き取り
- 心理職：発達検査等の実施

専門職による 評価

- 言語聴覚士：聞こえやことばの理解、表出等確認
- （理学療法士・作業療法士：運動発達の確認）

小児専門医 相談

- 小児神経・精神専門医による相談・行動観察
- 保育士：遊びを通じて対人意識や応じる姿勢等確認

乳幼児育成相談での相談・評価の流れ

カンファレンス

- 支援の要否⇒通所給付決定の対象となる児童であることの確認
- 支援の方針確認

保護者への 説明

- 専門医相談時の内容の確認
- カンファレンス内容について、説明

※「乳幼児育成相談」は医療機関ではありません。世田谷区のと綱に基づき、相談・評価を実施し児童発達支援の要否を確認しています。

保護者の受け止めについて

- 医師より「診断」について告知された場合
 - 頭が真っ白になった
 - ほっとした
 - どうしても認められない 等

児童期特有のニーズについて

- ・自ら言葉で意思表示できない乳幼児期は親・家族から発信されるニーズが前面に押し出されやすい。
- ・親・家族のニーズは子ども自身のニーズと相反することもある。
- ・子どもの生活・子育て環境を整えるために、子育てに不安を抱える親支援からスタート。
年齢が上がるにつれ子ども本人を中心にニーズを明確化していく。

親・家族から発信されるニーズ

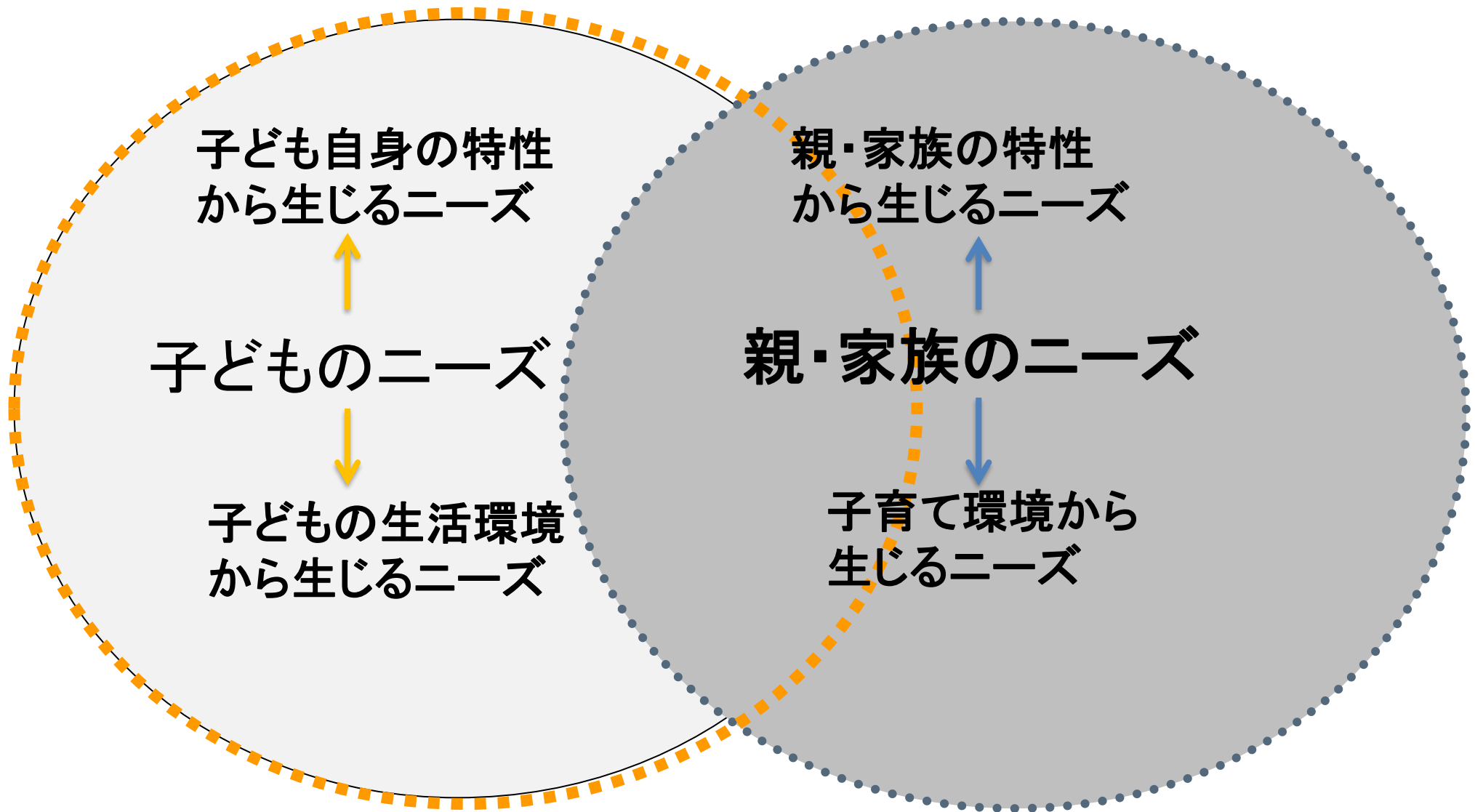
親の関心事

- 子どもの発達の遅れを解消する
- 障害を治す、良くする

治療・訓練ニーズの顕在化

潜在的ニーズ

障害受容、育児に向う姿勢
夫婦、家族関係の葛藤、対立
緊張、母親の心理的葛藤など



療育、教育⇒発達支援・育成支援

障害受容、障害認知、育児不安
⇒ 育児支援、親支援

就学相談

- 障害や発達上の特性のあるお子さんの教育のために、保護者と教育委員会が行う就学に向けた相談
- お子さんが一番、力を発揮できる就学先はどこなのか、どのような支援が望ましいのかなど、保護者と一緒に考えていく
- 相談の申し込みは、
世田谷区教育委員会 教育相談・支援課 教育支援担当

就学相談の流れ

※次年度小学校へ入学または中学校へ進学する場合

申し込み

- 就学相談に関する情報は、4月15日号の区報に掲載
- 小学校の就学相談申込期間は、4月15日～10月末
- 中学校の進学相談申込期間は、4月15日～6月末

相談員との 面談等

- 相談員が、保護者から就学先の希望や必要な情報の聴取
- 心理職が、発達検査等を通してお子さんの状況を客観的に把握
- 幼稚園、小学校等教諭による行動観察 など

就学支援 委員会

- 医師、小・中学校校長の代表、教育相談室心理職、特別支援学校の教諭等の幅広い意見と検討を加え、就学先についての意見をまとめる

特別支援教育1

- 特別支援学校(都立)

視覚障害:久我山青光学園(幼・小・中)

聴覚障害:大塚ろう学校永福分教室(幼・小)

中央ろう学校(中・高)

肢体不自由:光明学園(小・中・高)

知的障害:久我山青光学園(小・中) 青鳥特別支援学校(高)

矢口特別支援学校(小・中) 田園調布特別支援学校(高)

病弱:光明学園そよ風分教室

特別支援教育2

- 特別支援学級等(区立)

- 1 固定学級

- ①知的障害学級

- ②肢体不自由学級

- ③自閉症・情緒障害学級

- 2 通級指導学級

- ①弱視学級

- ②難聴学級

- ③言語障害学級

- ④特別支援教室(すまいるルーム)

転学相談・特別支援教室の利用相談

- 小・中学校の通常学級に在籍しているお子さんへの特別支援教室の利用、特別支援学級や都立特別支援学校に転学するための相談

世田谷区障害児通所支援に係る 障害児通所給付費等の支給決定に関する要綱

第2条: 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

第4条: 通所給付決定の対象となる児童であることの確認 ⇒ 1号から11号

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳(東京都療育手帳)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- (3) 教育委員会の実施する就学相談において、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室又は通級による指導を受けることが適当と判断されている。
- (6) 世田谷区発達障害相談・療育センター条例 ⇒ 「げんき」
- (7) 世田谷区発達相談室事業実施要項 ⇒ 「発達相談室」
- (9) 身体的、知的又は精神的な障害がある、若しくはその疑いがあると医師により診断されていること ⇒ 「病院」「クリニック」

発達支援コーディネーター

発達の気になるお子さんの継続的な支援に取り組んでいます

1 こんな時、ご相談ください！

- ・発達障害の子どもが受けられるサービスや療育機関を知りたい
- ・学校の先生に子どもの特徴をどのように伝えたらよいか悩んでいる
- ・有効な情報を他機関でも活かしたい
- ・子どもの特徴を整理したい



一人ひとりのお子さんの環境や状態に合わせたサポートについて一緒に考えます。
まずはお電話ください！

2 こんなお手伝いをしています

ネットワーク作り

お子さんにかかわる他機関と連携・協力し、支援チームとしてお子さんの生活を支えられるよう、ネットワーク作りのお手伝いをします。

情報提供

福祉制度や、その利用方法のほか、医療、相談・療育機関、余暇活動等に関する情報を提供します。

支援情報の引き継ぎ

入園・入学など環境が変わる時期に、これまでの有効なサポートや積み重ねてきた成果が途切れないように、保護者のみなさんや他機関と連携しながら、次の機関にお子さんの情報を引き継ぐお手伝いをします。



スマイルブックとは

- 家族以外の人に関わってもらうときに、知っておいてほしい情報(お子さんの特徴・関わり方・支援方法等)を保護者の皆さんがまとめ、記録・保管する冊子です。
- 日々の生活の中で「スマイルブック」を作成していくことで、お子さんの成長記録にもなります。

ご希望の方にスマイルブックをお渡ししています。
必要に応じて個別にスマイルブック作成のお手伝いをします。また書き方や使い方について「スマイルブック講習会」を行っています。

「スマイルブック」

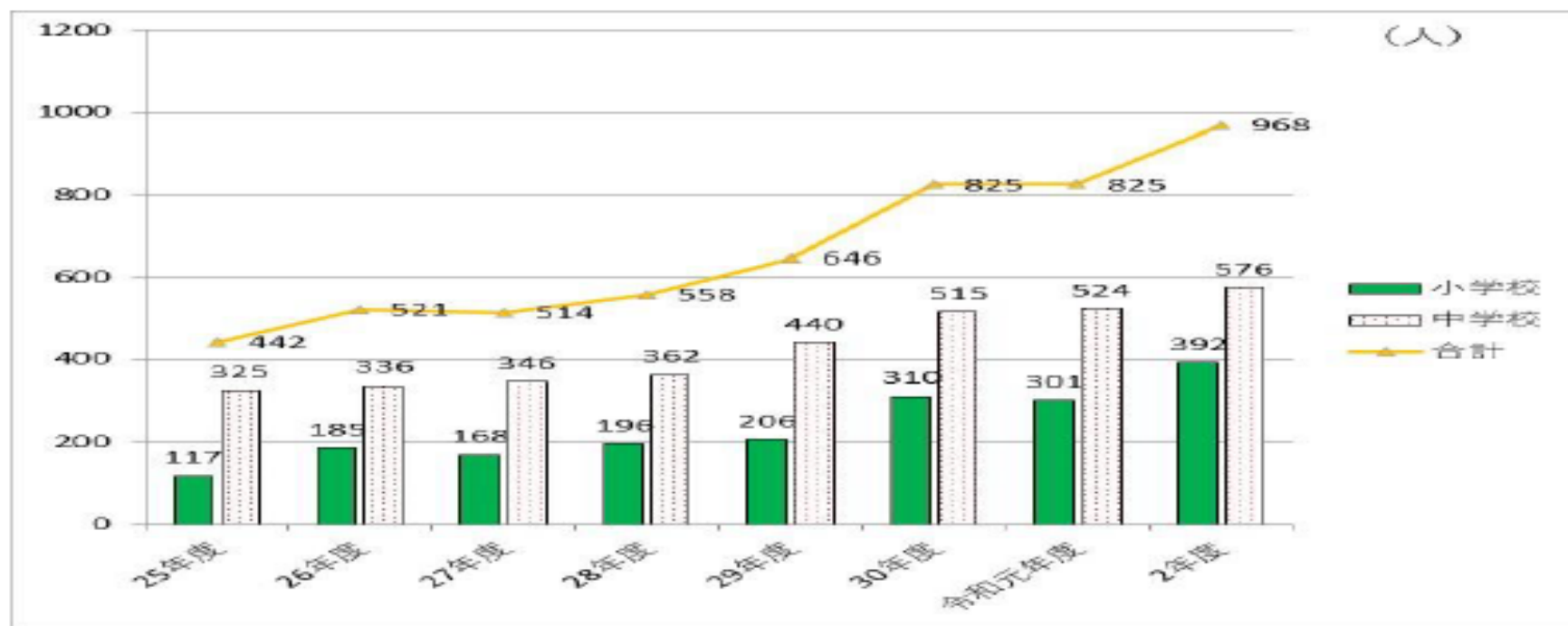


- お子さんの特徴・関わり方・支援方法等を保護者が記載する冊子
- お子さんのライフステージ(保育所、幼稚園から小学校・小学校から中学校など)が変わっても、有効な支援の内容や成果が途切れることのないように、関わりのある機関への情報提供や成長記録として活用
- 対象者：世田谷区在住の方で発達が心配なお子さん(18歳未満)をお持ちの保護者
- 配布場所：各総合支所保健福祉課障害支援担当
- スマイルブック講習会の開催

1 世田谷区における不登校児童・生徒を取り巻く現状と分析（一部抜粋）

◎不登校児童・生徒数の推移等

児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査



【現状】・世田谷区の不登校児童・生徒数は令和2年度で小学校392人 中学校576人 合計968人となっており、平成30年度に比べ、小学校は1.26倍、中学校は1.12倍と増加傾向にあります。また、その割合も全国に比べ高い水準で推移している

【課題】・新たな不登校児童・生徒を生み出さないための魅力ある学校づくりが必要
・小・中学校間における支援情報のきめ細やかな引継ぎや連携のさらなる強化が必要

1 不登校児童・生徒支援の基本的考え方

登校だけを目指とすることなく、児童・生徒への理解を深め、その多様性や個性を認め伸ばすことで、児童・生徒が自らの進路を考え、決定し、社会的自立につながるよう支援します。

不登校児童・生徒の
社会的な自立につながる支援を行う。

2 不登校児童・生徒への支援の方向性

方向性1 多様性や個性を認め伸ばす学校づくり

不登校支援の前提として、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばし、自己有用感や自己肯定感を高めながら、安心して通い続けることができる学校づくりを進めます。

方向性2 早期支援

一人一人の状態等の変化を早期に把握し、多様性や個性に応じた支援を組織的・継続的に行っていきます。

方向性3 長期化への対応

多様な学びの場や居場所の充実を図り、一人一人の状況に即した適切な支援を行っていきます。

3 教育総合センターにおける不登校支援の推進

教育総合センターでは、「子ども支援・教育相談・個別支援の強化」、「学校支援・教員等支援の強化」等の機能を発揮しながら、総合的な教育相談の拠点づくりや専門チームによる学校支援、関係機関との支援ネットワークの構築など、不登校支援の中核的機能を果たし、本プランの取組みを着実に推進していきます。

また、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じて、学校や教員等に対する支援も進め、総合的な不登校施策の推進に取り組んでいきます。

世田谷区ひきこもり相談窓口「リンク」

このようなことで 困っていませんか？

ご本人のお悩み

多くの方が焦りや不安を抱えています。

- 人と会うのが苦手
- 家から出てみたいけれど不安な気持ち
- 一人暮らしをしたいけれど、
どうしたらよいかわからない



ご家族のお悩み

今後どうしたらよいのか、
ご家族も深く悩むことがあります。

- 子どもがひきこもっている
- 子どもにどう接していいかわからない
- 将来が不安



悩みを抱えていると、
とてもつらい気持ちになりますね。
自分らしく、安心して暮らせるよう、
私たちがじっくりお話を聞き、一緒に考えます。

お電話・メールで ご相談ください

対象者 世田谷区にお住まいの方やその家族
相談料 無料
開設日 月曜日～金曜日 9:00～17:00
休業日 土日・祝日・年末年始

TEL 03-5431-5354

FAX 03-5431-5357

メール link_setagaya@setagayashakyo.or.jp

住所 〒154-0004

世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ 3階

メールアドレス

QRコード



※電車 東急田園都市線「三軒茶屋」駅徒歩3分

東急世田谷線「三軒茶屋」駅徒歩2分

バス 世田谷通りから渋谷方面行「三軒茶屋」徒歩1分

※駐輪場・駐車場はありません。

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」

ひとりで悩んでいませんか？
あなたの声を
私たちに聞かせてください。



※右のマークは
音声コードです。
音声でご案内を
聴くことができます。



愛の手帳

- 東京都が知的障害者(児)に発行する手帳
- 障害の程度により1～4度に区分
(国の制度の療育手帳に相当するもの)
- 申請は、
 - 18歳未満: 世田谷区児童相談所
 - 18歳以上: 東京都心身障害者福祉センター

手帳所持の推移

0歳～5歳

	平成31年/ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口 各年1月1日	44,298	43,398	42,177	40,449	39,243
愛の手帳 各年4月1日	141	117	134	130	148
身体障害者手帳 各年4月1日	153	150	140	118	118

手帳所持の推移

6歳～17歳

	平成31年/ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口 各年1月1日	82,080	83,493	85,125	86,130	87,894
愛の手帳 各年4月1日	884	902	885	913	909
身体障害者手帳 各年4月1日	443	462	459	472	462

「障害者のしおり」

- 障害のある方が利用できるサービスの内容や利用方法などをまとめた冊子



就労

働く

18歳以降の進路について

- 特例子会社
- 障害者雇用の促進を図るために、障害者の雇用に特別な配慮をし、一定の要件が満たされている会社
- 障害のある同僚の存在
- 一般企業（障害者雇用）
- 障害者雇用枠での就労は、障害者手帳を持っていることをオープンにして就職すること
- 職場や障害者就労支援センター等支援機関のフォローを受けることができる

就労

18歳以降の進路について

働 く

- 保護的就労
- すぐには一般企業への就労が難しい知的障害や身体障害のある方
- 区立施設の清掃、受付など援助者の下で就労

進 学

福祉サービスの利用

18歳以降の進路について

障害者総合支援法

- 一般就労に向けた訓練を行う
就労移行支援
- 福祉的な就労を行う
就労継続支援
- 創作活動や生産活動などを行う
生活介護・地域活動支援センター等

幼児期

学童期

思春期・青年期

「気づき」のポイント

- ・ことばが遅い
- ・落ち着きがない
- ・指示が伝わりにくい
- ・こだわりが強い
- ・集団活動の参加が苦手
- ・一人遊びが多い
- ・やりとりが一方的 等

- ・学習の遅れ
- ・忘れ物が多い
- ・うっかりミスや同じことを何度も繰り返す
- ・感情のコントロールが難しい
- ・抽象的な言葉の理解が苦手
- ・マナーやルールに無頓着
- ・人間関係 等

自己肯定感・
社会的行動の獲得

二次障害の予防

◎幼児期の課題

- ①親との基本的信頼感の獲得
- ②自信の獲得(成功体験を中心に)
- ③基本的生活習慣、日常生活動作の確立(自分でできる)
- ④提案と合意(コミュニケーションと構造化)
- ⑤報告・連絡・相談の習慣(できないことは手助けする)

◎学齢期の課題

- ①セルフマネジメント(自分で環境を調整する)
- ②支援つき試行錯誤(できないことの理解と解決)
- ③意見表明(自分の気持ちに気づき、表現する)
- ④自己理解・他者理解(特性や得意・不得意を知る)
- ⑤様々な生活体験、社会経験、遊び・趣味、仲間
- ⑥思春期課題への対応

⇒ 一貫しているのは、「自己肯定感」を育むこと

◎具体的対応

- 得意なことを伸ばし、苦手なことは補う
- 生活習慣の獲得（自分でできることを増やす）
- 環境を調整し、見通しを持ち安心して暮らしやすく
- 「自分の力を発揮すること」と「人を頼る、社会のルールを守ること」を身につける
- 特性に応じた具体的手段

- 具体的に伝える
- 視覚的に伝える
- 役に立つことを習慣化する
- システムを使う

- 興味を活かす
- 感覚刺激の調整
- 情報を整理する

障害のある子の保護者の負担とリスク

- 育てにくさ
- 関わりにくさ
- 理解のしにくさ
- 行動の問題への心配
- 将来への心配



- 子育ての辛さ・負担感
- 達成感や喜びが少ない
- 親としての自信の喪失
- 適切に関わる回数の減少



『子育てが辛い』...



親子関係が不安定...
二次的な問題の併発へ

保護者支援の基本的考え方

- ◎家族ができることを助言する
(家庭で取り組みやすい構造化や情報の伝え方の工夫等)
- ◎出来るだけ正確で確かな情報を伝える
(行動特性に関する適切な理解促進)
(今使えるサービス、将来的に使えるサービス等)
- ◎家族のがんばり、工夫を評価する
(成功場面を増やし褒める)
(無理しすぎないことも大切であることを伝える:親＝非訓練者)
- ◎家族が、仲間と出会うことを助ける
- ◎関係者同士が、情報の共有や引き継ぎをきちんと行う

家族ができることの助言例（場面や手順の構造化）

①情報の整理、場面の枠を作り分かりやすく

②環境の構造化；居場所の整理

- ・大まかな生活リズム表の作成
- ・物の置き場所を決める、整理する
- ・自分の持ち物を分かりやすくする
- ・手順を示す（指、表など）
- ・開始や終了をわかりやすく予告する
- ・自分の居場所（安全基地）を確保する

※これらの構造化は、事業所において実践しているものをヒントとして助言（実践で効果のあるもの、保護者も確認することができるもの）

家族が出来ることの助言例（情報の伝え方等）

- ①視覚的な情報の手掛かりを用いる
絵・写真・文字を用いて、必要な場所に貼る
- ②新しいことを前もって言葉＋視覚的に伝える
- ③これから行うことをはっきり分かりやすく伝える
- ④伝えることをひとつにしぼる
- ⑤注意したいことは、感情的にならないでその場で伝える
- ⑥感覚に配慮（過敏／鈍感）
- ⑦できた、できている、できそうなことを褒める
- ⑧プライドと自尊感情に配慮

見通しを持たせる

令和6年度報酬改定

- 子育てサポート加算 80単位/回(月4回まで)

支援場面等を通じた家族支援

→障害特性への理解と養育力の向上につなげる
観点から、家族が支援場面等を通じて、子ども
の特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方
を学ぶことができる機会を提供

出来るだけ正確で確かな情報を伝える例

①地域で安心した子育てを行うための支援情報

- ・相談機関・支援機関の紹介
医療機関、療育機関、就学相談、教育相談など

②地域生活を安心し充実して送るための支援制度情報

- ・障害者総合支援法のサービス
- ・子ども子育て支援制度のサービス
- ・様々な手帳の交付から得られる援助

③就労を支える支援制度情報

- ・区市町村の就労支援事業、ハローワーク、障害者雇用支援センター等

* 情報の収集・整理、情報提供システムづくり

* 機関連携、担当者間連携、連絡調整、地域機関ネットワーク

- 「つなぐ支援（縦横連携）」を定着させていくためには、移行期における事業所の役割は大きいと言えます。
- 移行期がいくつもある児童期の「つなぐ支援」が充実しないと、長い成人期の期間に、情報が不足したまま支援を展開することになります。
- 児童期に関心を持ったこと、得意だったこと、性格的なものなのか障害なのかという見方、家族関係、社会性のスキルに関することなどについては、大人になってからの支援を考えるにあたり、かなり有益な情報となることがあります。

→ 情報をバトンタッチすることの重要性

ご清聴ありがとうございました

